

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 目指すべき姿

犯罪をした者等の立ち直りを支え、再犯を防止する取り組みは、安全・安心な地域社会の実現のために必要不可欠です。

社会全体の理解と関心を高めるとともに、立ち直りに向け多くの困難を抱える者たちが地域社会で孤立することなく、地域の一員として円滑に社会復帰できるよう、国、県、市町村、民間団体その他の関係者が緊密に連携、協力し、本計画に基づき再犯防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、「立ち直りを支える社会の実現」を図ります。

### 2 基本方針

本計画では、再犯防止推進法における基本理念、国の再犯防止推進計画における5つの基本方針、本県の再犯防止の現状と課題等を踏まえ、再犯の防止等の推進に必要な対策として、次の3つを基本方針とします。

#### 【基本方針1】 県民の理解促進・関心の醸成

更生保護関係機関・団体等と連携し、地域における再犯防止に対する理解促進、関心の醸成を図ります。

#### 【基本方針2】 立ち直りに向けた効果的な支援の充実

犯罪をした者等が円滑に社会復帰するために、それぞれが抱える課題に応じた効果的な支援の充実を図ります。

#### 【基本方針3】 関係機関等との連携強化

国、市町村、民間団体等とネットワークを構築し、連携強化を図ります。

### 3 施策体系

